

改正

平成20年 9 月25日 条例第33号

平成25年 3 月22日 条例第12号

平成27年 3 月31日 条例第17号

平成28年 9 月30日 条例第24号

芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉計画（以下「芦屋町障害福祉計画」という。）の策定について調査、審議し、これらの計画を推進するため、芦屋町障害福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。この場合において、委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、審議する。

- (1) 障害者計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定及び推進に関する事項
- (3) 障がい者差別に関する相談及び障がい者差別を解消するための取組に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療・福祉関係者
- (3) 障がい者団体関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 法曹等関係者
- (6) その他町長が必要と認めた者

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、その議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が任命された時の要件を欠くに至った時は、当該委員は、その職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

2 委員会は所掌事務について必要があるときは、町の関係機関等の意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、芦屋町障害福祉計画を策定したとき又は計画内容を変更したときは、速やかに町長に提言しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例13号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月25日条例第33号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月22日条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年 3 月31日条例第17号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。